

石巻市中央一丁目 14・15 番地区第一種市街地再発事業
ガス供給業務委託

入札参加者心得

1. 趣 旨

中央一丁目 14・15 番地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）が行う業務委託に係る入札に参加する者は、各種法令この心得を守らなければならない。

2. 入札の基本的事項

- 1) 入札参加者は、組合が示した設計図書等、入札参加者心得の記載事項を熟覧し入札すること。
- 2) 入札は、総価により行う。価格には消費税を含まないものとする。
- 3) 入札指名を受けた者が、定められた日時、場所に入札書等を提出しなかった場合は棄権とする。
- 4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

3. 設計図書等の取扱等

- 1) 入札者等は、この心得並びに閲覧に供した仕様書、図面、添付書類等（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。
- 2) 入札者等は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告、指名通知又は設計図書等（以下「入札公告等」という。）に定めるところにより質問することができる。

4. 入 札

入札参加者は、別紙様式による入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、封筒に入れ、指定した日時及び場所においてこれを提出しなければならない。
なお、入札書在中の封筒の表面には、件名及び提出者を記入すること。

5. 代理人

- 1) 代理人をもって入札する場合、代理人は、入札に関する入札者からの委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。
- 2) 代理人が入札書を提出する場合にあっては、委任者を併記の上、代理人は氏名を記載するとともに押印しなければならない。

6. 開 札

開札は、入札後組合において非公開で行われる。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者の入札
- ② 所定の場所および時間までに到着しなかった入札
- ③ 入札者の記名押印のない入札
- ④ 同一入札について、同時に2通以上の入札書をもって行った入札
- ⑤ 金額が判読できない、又は記載金額を訂正した入札
- ⑥ 2. - 4) に定める行為を行った者の入札
- ⑦ その他理事会において前各号に準ずると認められた入札

8. 落札者

有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

入札において落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。入札は2回まで行う。

9. 不落札の場合

落札者を決定することが出来ない場合は、入札を中止し、最低価格の提示者から順次協議し随意契約の手続きを行うものとする。

10. 落札者の取消し

理事長は、2. - 4) に定める行為が判明したときは、落札を取消することができる。

11. 入札結果の通知

理事長は、落札者を決定した時は、その旨を落札者に通知する。

12. 協定書等の作成

落札者は落札の日から1週間以内に、協定書を作成し、協定を締結する。

13. 協定の確定

協定は、組合の理事長が落札者とともに協定書に記名押印したときに確定する。

以上